

* * ご案内 * *

障がい者福祉の手引き

～まなびをい自分らしく生きまわす伊万里～

伊万里市福祉事務所
〒848-8501 伊万里市立花町 1355 番地 1
(伊万里市役所 福祉課 障がい福祉係 電話23-2156)

◆障がい者生活支援センター◆

市内にお住まいの障がい者やその家族について、地域での生活を支援するところです。専門スタッフが相談に応じます。相談料は無料ですので、お気軽にご相談ください。

所在地：〒848-8501 伊万里市立花町 1355 番地 1

電話：23-3512

開所日時 月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
※祝日、年末年始（12月29日～1月3日を除く）

◆障がい者相談員◆

障がい者の皆さんが身近なところでご相談できるよう、現在、市内に10名の相談員がおります。相談についての秘密は守られますので、ご遠慮なくご相談ください。

【身体障がい者相談員の皆さん】

犬塚いさ子	脇田町脇田	22-3728	犬塚 益己	瀬戸町早里	23-5219
中島 讓	大坪町祇園町	22-4457	松尾 千代正	立花町西円蔵寺	23-3817
前田 敏彦	大川内町吉田	20-4141	井手 輝彦	二里町川東	22-2296
犬塚 照代	瀬戸町早里	23-5219	西田 幸博	東山代町滝川内	28-2282

【知的障がい者相談員の皆さん】

志賀 正昭	立花町富士町	23-8280	満野 厚美	東山代町長浜	23-0108
-------	--------	---------	-------	--------	---------

◆伊万里市内の障がい者（児）福祉関係団体◆

団 体 名	代 表 者	連 絡 先
伊万里市身体障害者福祉協会	前田 敏彦	20-4141
伊万里市手をつなぐ育成会	満野 厚美	23-0108
伊万里地区視覚障害者の会	川久保 真智子	46-4808
伊万里地区精神障害者家族会	山口 義人	23-4801
伊万里聴覚障害者協会	内山 徹	(FAX) 22-2301

◆各種割引・優遇制度

制度名	対象者		割引率等	手続方法等・その他	
JR等運賃割引	第一種身体障がい者 または 療育手帳A所持者	本人乗車するとき	5割(普通乗車券)	乗車券購入時に手帳を提示 片道100kmをこえる利用のとき	松浦鉄道(MR) 距離の制限なし 本人・介護者ともに5割
		介護者と乗車するとき	本人・介護者とも 5割 (普通乗車券・定期乗車券・普通急行券・回数乗車券)	乗車券購入時に手帳を提示 距離の制限なし ※介護人の要件等 JRへお尋ねください	
	第二種身体障がい者 または 療育手帳B所持者	本人乗車するとき	5割(普通乗車券)	乗車券購入時に手帳を提示 片道100kmをこえるとき	松浦鉄道(MR) 距離の制限なし 本人のみ5割
		介護人と乗車するとき (12歳未満に限る)	介護者のみ5割 (定期乗車券)	乗車券購入時に手帳を提示 本人は小児割引(5割)が適用されます ※介護人の要件等 JRへお尋ねください	
バス運賃割引	第一種身体障がい者または療育手帳A所持者		本人・介護者ともに 普通運賃5割	降車時に手帳を提示 ※割引の対象、普通・定期運賃割引率等バス会社により取り扱いが異なる場合があります。詳しくは各バス会社にお尋ねください。	
	第二種身体障がい者、療育手帳Bまたは精神障がい者保健福祉手帳所持者		本人のみ普通運賃 5割		
航空運賃割引	身体障がい者、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳所持者で12歳以上の本人および介護人		航空券購入時に手帳を提示 ※割引運賃は、各航空会社で異なります。詳しくは各航空会社又は航空券販売窓口にお尋ねください。		
タクシー運賃割引	身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳所持者		利用料金の10%	降車時に手帳を提示 ※精神障がい者手帳に関しては一部対象とならないタクシー会社もあります。	
有料道路の通行料金割引	身体障がい者手帳所持者本人運転 第一種障がい者または療育手帳A所持者は家族運転可		割引率5割	料金所で手帳の提示 本人または生計同一者の所有する車で手帳に福祉事務所長の証明が必要です(ETCは別途登録要)。 ・必要なもの:手帳、車検証、運転免許証、(本人名義のETCカード、車載器の管理番号がわかるもの)	
NHK放送受信料の減免	身体、療育、精神手帳所持者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税		全額免除	放送受信料免除申請書に福祉事務所長の証明を受けてNHKに提出する	
	世帯主が視覚、聴覚障がい、身体障がい者手帳1・2級、重度の知的障がい者、精神手帳1級		半額免除		
伊万里ケーブルテレビ利用料免除	身体、療育A、精神1級手帳所持者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税		半額免除	利用料免除申請書に福祉事務所長の証明を受けて伊万里ケーブルテレビに提出する	
携帯電話基本使用料等	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者		※割引内容、対象者等は携帯電話会社によって異なります。詳しくは各携帯電話会社にお尋ねください。		
青い鳥郵便はがき	身体障がい者手帳1・2級または療育手帳A所持者		はがき一人20枚	近くの郵便局にお問い合わせください (受付期間4月1日～5月31日)	
自動車税種別割、自動車税環境性能割の免除	本人運転 同居の家族運転 ※障がい等級、世帯状況により制限あり	全額免除 (普通自動車には上限有り)		対象:障がい者本人または家族(同居及び生計を一にする方)名義の車(障がい者1人1台) ・申請時期:現在所有の車は毎年納税通知書の受領日から自動車税納期限(5/31)まで(普通自動車の場合は随時受付) ・申請窓口:軽自動車は市役所税務課 普通自動車は武雄県税事務所(Tel.0954-23-3103) ・必要書類:手帳、印鑑、車検証、運転免許証 ※家族名義の場合は生計同一を証明するものが必要な場合があります	
所得税、住民税の控除	手帳所持者	身体障がい者手帳1～2級、療育手帳A、精神障がい者手帳1級所持者は特別障がい者控除適用 身体障がい者手帳3～6級、療育手帳B、精神障がい者手帳2～3級所持者は障がい者控除適用 要介護認定を受けている方で一定の要件を満たしている方			
後期高齢者医療制度該当	65～75歳未満 身体障がい者手帳1・2・3級、4級の一部、精神手帳1・2級療育手帳A	後期高齢者医療制度該当	市民課年金保険係に申請 申請日より後期高齢者医療制度に加入		

◆福祉制度

制度名	対象者	割引率等	手続方法等・その他	
重度心身障がい者医療費助成	身体障がい者手帳 1・2 級 療育手帳 A 所持者 精神障がい者手帳 1 級 身体障がい者手帳 3 級かつ療育手帳 IQ50 以下	保険診療に係る自己負担分 (500 円を除く)	所得制限あり 毎年 7 月更新: 保険証・印鑑・手帳・受給資格証 申請期間: 1 年間 ひと月ごと、医療機関ごとに申請書 1 枚添付し申請	
福祉タクシー利用料金助成	身体障がい者手帳 1・2 級 常時車椅子使用者(身体障がい者手帳所持者) 療育手帳 A 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級	年間に 10,000 円を限度に利用券を配布	手帳、印鑑を持参して申請する乗車するとき、手帳を提示し、利用券を使用 ※市民であり自動車税等の減免を受けていない在宅の人が対象です	
特別障がい者手当 障がい児福祉手当	著しく重度の障がい者で常時介護を要する在宅の方		所得制限あり 別に認定診断書の提出が必要です。 詳しくは福祉課へご相談下さい。	
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある 20 歳未満の児童を養育する保護者等(施設入所をしていない児童)	1・2 級 (障がい手帳の等級とは異なります)	所得制限あり 別に認定診断書の提出が必要です。 詳しくは福祉課へご相談下さい。	
障がい年金	年金加入中若しくは 60 歳から 65 歳までの間に障がい者となった場合	国民年金 1・2 級 厚生年金 1・2・3 級 (障がい者手帳の等級とは異なります)	別に認定診断書の提出が必要です。 詳しくは市民課年金保険係へご相談下さい。	
補装具交付・修理	身体障がい者手帳所持者 ※介護保険が優先されます	自己負担金あり (原則 1 割負担)	障がいに該当する用具のみが対象です。 必ず事前に福祉課または障がい者生活支援センターへご相談ください。	
自立支援医療	更生医療	身体障がい者手帳所持者(18歳以上) 給付内容: 関節手術、心臓手術、人工透析等	自己負担金あり (原則 1 割負担) 指定医療機関で受けなければなりません。 必ず事前に福祉課へご相談ください。	
	精神通院医療	精神障がい者・児 給付内容: 統合失調症、うつ病、てんかん等		
障がい福祉サービス (ホームヘルプサービス、ショートステイ、施設入通所など)	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者 (障がい程度によって利用できるサービス等が異なります)	自己負担金あり (原則 1 割負担)	福祉課または障がい者生活支援センターへご相談ください。	
地域生活支援事業	日常生活用具給付	身体障がい者手帳・療育手帳所持者 ※介護保険が優先されます	自己負担金あり (原則 1 割負担)	障がいに該当する用具のみが対象です。 必ず事前に福祉課または障がい者生活支援センターへご相談ください。
	障がい者等移動支援・日中一時支援事業	市内に住所を有する障がい者等 (障がい程度によって利用できるサービス等が異なります)	自己負担金あり (原則 1 割負担)	
	重度身体障がい者の自動車改造費助成	市内に居住し身体障がい者本人が運転し、上肢・下肢・体幹機能障がいの身体障がい者手帳 1・2 級所持者	所得制限あり 助成費は 10 万円を限度	
	障がい者自動車運転免許取得費助成	市内に居住する身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者		
点字・声の広報	視覚障がい者	点訳、音訳した広報伊万里を配布します		
心身障がい児(者)扶養共済制度	身体障がい者(身体障がい者手帳 1～3 級)又は知的障がい者・精神障がい者の保護者 (保護者の年齢が 65 歳以下で、特に疾病や障がいがなく健康な状態であること)		心身障がい者児(者)の保護者が一定の掛金を納めることにより、保護者が亡くなったり重度障がい者になった場合に障がい者に年金が支給される。給付金 月額 2 万円(1 口につき)	
佐賀県パーキングパーミット制度	身体障がい者手帳所持者(障がい等級により制限あり)・療育手帳 A 所持者・妊産婦・けが人・高齢者(要介護度 1 以上の方)・難病者(特定疾患医療受給者)		身体障がい者用駐車場利用証の交付 ・手続窓口: 伊万里保健福祉事務所(総合庁舎横)・福祉課 ・必要書類: 身体障がい者手帳又は療育手帳等(代理申請の場合は代理の方の身分証明書)	

※ サービスの内容は変更されることがありますので、ご利用の際は事前にご確認ください。

<p>保育料について</p>	<p>保育園・幼稚園などに通う児童又は、児童と同居する方が障がい者手帳等を取得したときは、保育料が変更になる場合があります。</p>	<p>【お問合せ先】 子育て支援課 保育係 電話：23-2174</p>
<p>障がい者手帳をお持ちの皆様へ</p>	<p>◆障がい者手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)に書かれた情報(住所、氏名など)が変わった場合、又は、すでに変わっている場合は、必ず、「居住地等変更届」を届け出てください。</p>	<p>【お問合せ先】 福祉課 障がい福祉係 電話：23-2156</p>